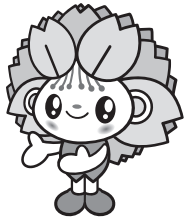


# 国保で受けられる給付



## ①療養の給付

病気やケガをして医療機関を受診する場合、保険証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで、治療を受けることができます。残りの費用は国保が負担します。

## ◎費用の負担割合

	一部負担金の割合
70歳～74歳	<b>2割</b> （または <b>3割</b> ） ※前年所得により8月から負担割合が変わることがあります。（8ページ参照）
6歳～69歳	<b>3割</b> ※6歳の誕生日以降の最初の3月31日までは2割（6歳の誕生日が4月1日の場合はその前日）
6歳未満	<b>2割</b>

## ◎入院時食事療養費の自己負担

一般加入者（住民税課税世帯）			1食 460円
住民税非課税世帯	過去12か月間の入院日数	90日以内	1食 210円
		91日以上	1食 160円
非課税世帯のうち低所得者I（70歳以上の人のみ）			1食 100円

- ※住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国保けんこう課に申請して交付を受けてください。マイナ保険証であれば認定証不要ですが、入院日数91日以上の減額は認定証が必要となります。
- ※入院時食事療養費の自己負担は高額療養費の対象にはなりません。
- ※「低所得者I」とは住民税非課税世帯で、所得が0円である人。ただし、年金収入については80万円以下の人。
- ※一般加入者（住民税課税世帯）のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など、一部の人については一食260円となります。詳細は国保けんこう課までお尋ねください。

## ②療養費

次のような理由で医療費の全額を支払ったときは、申請をもとに審査を行い、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。

- ◆急病などで、やむを得ず医療機関に保険証の提示ができなかったとき
- ◆骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ◆医師が必要と認めた、はりきゅう・マッサージを受けたとき
- ◆医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき
- ◆輸血のため生血代を負担したとき等

## ③葬祭費

国保に加入している人が死亡したとき、申請により葬儀を行った人（喪主）に2万円が支給されます。

### 《申請に必要なもの》

- ・死亡した人の保険証
- ・会葬御礼状（会葬御礼状がない場合は、申請時窓口に出してください。）
- ・届出人の本人確認ができるもの
- ・喪主名義の通帳
- ・喪主のマイナンバーが確認できるもの

## ④出産育児一時金

国保に加入している人が出産したとき、申請により支給されます。（妊娠85日以上の流産・死産でも支給されます。※医師の証明が必要です。）

※社会保険などから支給がある場合は、国保からは支給されません。

※支給方法についてご不明な点があれば、国保けんこう課にお尋ねください。

## ⑤海外療養費

海外旅行中の病気などで診療を受けた場合、申請により認められれば、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。（治療目的の渡航を除く。）

### 《申請に必要なもの》

- ・診療内容明細書・領収明細書（日本語の翻訳文が必要です。）
- ・同意書・保険証・印かん
- ・世帯主名義の通帳・申請書
- ・パスポート・世帯主のマイナンバーが確認できるもの